

令和3年1月27日

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

公益財団法人 大学基準協会
歯学教育評価準備委員会
委員長 羽 村 章

本協会の歯学教育に関する基準（案）に対して、歯科大学・歯学部、歯学分野の関係団体及び正会員大学をはじめとした関係者各位より貴重なご意見を賜りました。皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

この度の意見募集の結果及びご意見を踏まえた本協会の対応を以下の通り公表いたします。

なお、この度の意見募集の対象は「歯学教育に関する基準（案）」でしたが、参考資料として同時に開示した「評価のポイント」（申請歯科大学・歯学部が自己点検・評価する際の手がかりとなるポイント）についても意見が寄せられましたので、これらも含めて以下の通りの対応といたします。

【意見募集の概要】

1	案 件 名	歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集
2	意 見 募 集 期 間	令和2年6月26日（金）～同年7月27日（月）
3	意 見 提 出 者 数	4大学、3機関及び6個人
4	内容別にみた意見件数	66件 （内、基準に関する意見51件、評価のポイントに対する意見15件） ※以下の一覧でNo.に*のある意見は、「評価のポイント」に対する意見です。
5	意見の受け取り方法	電子メール

歯学教育に関する基準（案）に対する意見への対応

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
1	<基準（大項目）> 1 使命・目的（本文） <意見> 本文1段落目最後に続けて、次の文言を加えるとより良い基準となると考えます。 「とりわけ、高齢化社会における口腔衛生環境のいっそうの改善をはかるにあたり、① 個々の歯科医療利用者の円滑な利用条件を確保することを視野に置き、歯学教育の実践の中においても、国民の健康に資する保険制度の充実、高齢者の経済環境を踏まえた保健医療の在り方、行政のあるべき姿についての学習を絶やさないこと、また、② 歯科医療にかからなくて済む若年期からの予防の推進に関しても、机上の学業と共に、小中高校等やまた在野における検査医療にも携わることが可能な教育制度の確立を目指していくことが妥当である。」	1 使命・目的（本文） 10 行目 「また、他の医療分野と連携したチーム医療を実践し、医学・医療の発展のための学術・研究活動に携わるとともに、生涯にわたって学び続け、<u>新生児から超高齢者を含め全ての世代の口腔保健活動を通じて</u>地域社会・国際社会に貢献する歯科医師の養成にも配慮する必要がある。」	いただいたご意見に沿って左記の通り修正いたします。
2	<基準（大項目）> 1 使命・目的（本文） <意見> 「目的の適切性を絶えず検証し、時代に相応しい内容となるよう変更を加えていくべき」とあるが、設置する大学の理念・目的の見直しよりも、ディプロマ・ポリシーの見	修正なし。	ご指摘の箇所については、大学全体の理念・目的の見直しを問うものではなく、これらを踏まえた歯学教育（学士課程）独自の目的の設定及び見直しに重点を置いているため、現状の表記とさせていただきたく存じます。 なお、大項目5で言及している教育研究活

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	直しによるカリキュラム・ポリシーの改革を求めるべきであることから、該当箇所（そして、上記のような使命に鑑みれば～加えていくべきである。）は削除すべきである。		動の自己点検・評価には、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の見直しも含まれています。
3 ＊	<基準（大項目）> 1 使命・目的 評価のポイント1－2 <意見> 「広く社会一般に公表していること」について、「周知活動の効果の把握」をすることは困難であり、削除すべきである。	修正なし。	本協会の実施する評価では、大学の社会的使命に鑑みて、養成すべき人材像を目的に明示すること、目的に沿った学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を定めることを求めるとともに、これらについて学内構成員を含めた社会への周知は重要と考えています。歯学教育評価においても同様に、教育に関する情報公開の一環として周知を図ることを求めています。 また、周知活動の適切性を判断するにあたっては、その効果を把握することは重要であり、さまざまな工夫により学内構成員を含む社会一般への周知状況の把握に努めることを期待しています。
4	<基準（大項目）> 1 使命・目的 評価の視点1－3 <意見> 「定期的に検証を行っていること。」とあるが、定期的の意味する時間的間隔についての説明がない。各大学レベルで定期的に検証を行っていることで良しということなのか。そういう意味であれば、問題はない。現在、大学等の評	修正なし。	本評価の視点で求めているのは歯学教育（学士課程）における目的の適切性の検証であり、大学レベルでの自己点検・評価をもって歯学教育（学士課程）の目的の検証とするかは、各大学・学部の判断に委ねます。歯学教育評価の対象となる歯学教育（学士課程）を設置する大学には、歯科大学もあれば総合大学の歯学部もあるため、どのような期間・方法で検証するかは各自の状況に適したも

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	価（自己点検評価、外部評価、第三者評価、分野別認証評価など）の重要性が示されており、基本的には、どの大学も評価を実施しているため、それ以上の評価をするのか不明確に感じた。		のを用いることが重要と考えています。
5	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果（本文） <意見> 2段落目「つぎに、教育課程の編成・実施にあたっては、上記の方針に従うとともに、学士課程教育として、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を配置することや、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含することが求められる。また、教育課程の実施に際しては、授業科目に応じた適切な授業形態・方法を用いること、必要とされる施設・設備や支援体制を適切に整備することも必要となる。」の文面について 超高齢社会を迎え、本邦での歯学教育に求められる内容として「社会の変化に対応できる資質や能力」が必要だと考えます。また、この内容は、すでに各大学で取り入れられていますので、評価基準として受け入れられやすいと考えます。 そこで、2段落目の最初の文章に、下線部を追加し、 「つぎに、教育課程の編成・実施にあたっては、上記の方針に従うとともに、学士課程教育として、<u>社会の変化に対</u>	2 教育の内容・方法・成果（本文） 6～7行目 「つぎに、教育課程の編成・実施にあたっては、上記の方針に従うとともに、学士課程教育として、<u>社会の変化に対応できる知識・技能を養成し、</u>幅広く深い知識・教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を配置することや、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含することが求められる。」	いただいたご意見を踏まえ、左記の通り修正いたします。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	応できる資質と能力を育成し、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を配置することや、歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含することが求められる。」 とすることを提案いたします。		
6	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果（本文） <意見> 8行目「～配置することや、<u>広く医学全般の基本となる素養</u>および歯学教育モデル～」とし、医療を担う者としての基本的な医学的素養を身につける必要があると考えるため、下線部を明文化して追加することを希望します。	修正なし。	ご指摘いただいた内容については、「幅広く深い教養及び総合的な判断力」及び「歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容」に含まれていると考えられるため、現状の表記とさせていただきます。
7	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果（本文） <意見> 13行目に「卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識・技能・態度」とあるが、「十分な」ではなく「基本的な」に修正すべきである。	修正なし。	該当部分については、各歯科大学・歯学部で必要と考える知識・技能・態度を身に付けることで卒業後に医療的責務を適切に果たせる人材を育成することが重要だと考えています。従って、十分な知識・技能・態度の修得を望むとともに、そのためのより良い診療参加型臨床実習を目指した評価を実施するため、現状の表記とさせていただきます。
8	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果（本文） <意見> 14行目に「修得させることができる内容」とありますが、	修正なし。	該当部分については、“「歯学教育（学士課程）」が「学生」に修得させることができる“という文脈で記述しているため、現状の表記とさせていただきます。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	「修得できる内容」とすべきであると考えます。		
9	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果（本文） <意見> 15行目に「・・・習得すべき知識・技能・態度を明らかに・・・」とありますが、ここでの「習得」は「修得」とすべきであると考えます。	2 教育の内容・方法・成果（本文） 15行目 「各科目において<u>修得</u>すべき知識・技能・態度を明らかにしたうえで」	いただいたご意見に沿って左記の通り修正いたします。
10	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果（本文） 評価の視点2－1 <意見> 本文では「習得」が使用されており、評価の視点では「修得」が使用されている。内容から考え「修得」の方が適切と考える。よって、本文中の「習得」を「修得」に修正すべきである。	No.9と同様の対応いたします。	No.9と同様の対応いたします。
11	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果（本文） 評価の視点2－17、2－19、2－20 <意見> 下から4行目に『「公正かつ厳格」、「公正性・厳格性」あるいは「公平かつ厳格」』とありますが、実情を鑑みると、『「公正かつ適切」、「公正性・適切性」あるいは「公平かつ適切」』と言い換えることでいかがでしょうか。「公正かつ厳格」の表現に統一すべきであると考えます。	2 教育の内容・方法・成果 ・本文、評価の視点2－17、2－19は修正なし。 ・評価の視点2－20 「学位授与方針に基づき、<u>公正</u>かつ厳格な卒業認定を行っていること。」	本協会としては、「適切」以上に「厳格」な成績評価を求めているため、「公正かつ厳格」及び「公正性・厳格性」という表現を使用いたします。ただし、評価の視点2－20については、いただいたご意見を踏まえ、左記の通り修正いたします。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
12	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果（本文）全体 <意見> 教育の内容・方法・成果はそれぞれ大切ですが、それらを実現するための学生の心身の健康のための取り組みや、心のケアの体制が整っていることが必要かと思います。 また、今回のコロナ禍のような状況での講義・実習の対応策も用意しておくべきではと感じます。さらに、留学や国家試験制度等もにらんで、4月～3月の学年制度の検討もしておくべきではないでしょうか。	<評価のポイント修正> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－4に係る評価のポイント 「(前略) 地域実地経験、<u>遠隔授業</u>やWEBを活用した学習、研究室配属、(後略)」	学生の心身の健康のための取り組み・体制については、大学全体としての取り組みが主であることから、大学全体を評価する機関別認証評価の範疇と考えています。また、歯学教育（学士課程）が独自に取り組んでいる支援については、評価の視点2－6で支援体制を評価することができます。 なお、今回のコロナ禍のような緊急事態に対応する個別の対応策は各歯科大学・歯学部で検討して進められていますので、評価においては教育等の質が担保できているかに重点をおくべきと考えます。それらを評価基準に定めることは、画一的な取り組みを求めることにつながると考えるため、基準には反映せず、評価のポイントに「WEBを活用した学習」を例示していたことから、ここに「遠隔授業」を加え、各歯科大学・歯学部においてこうした教育手法を採用した場合には自己点検・評価することを促すこととします。
13	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果（本文）全体 <意見> 歯科大学の規模や学生数、教員の数に差があるところを、一定の評価をするための基準作成のご苦勞に感謝します。歯科大学の教育の評価は、国家試験の成績で判定される風潮があります。歯学教育に関する基準の明確化によって、	修正なし。	本協会の実施する歯学教育評価を通じて歯学教育の質を保証し、その結果を社会に発信することでご指摘のような風潮が改善され、歯科大学・歯学部の教育の質保証・質向上への取り組みに社会からの注目が向くよう努めてまいります。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	国試の成績が大学を評価するものでないことを社会に示し、各大学の特色を失わずに、未来の優秀な歯科医師の育成にこの基準が活かされることを期待します。		
14	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2-2 <意見> 二つの方針について「周知」および「公表」のみとなっていますが、「定期的に見直しを行っていること」も必要ではないでしょうか。	修正なし。	No.2と同様の理由であり、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の見直しについては、大項目5で言及している教育研究活動の自己点検・評価に含まれます。
15	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2-3 <意見> 「教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、<u>歯科医師として求められる基本的資質・能力を醸成するための教育課程</u>を体系的に編成し実施していること。」 この項目の評価のポイントの内容からみても下線部分を加えるべきである。	2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2-3 「教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、<u>歯科医師として求められる基本的知識・技能を養成するための教育課程</u>を体系的に編成し実施していること。」	いただいたご意見を踏まえ、左記の通り修正いたします。
16	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2-3	No.15と同様の意見であるため、上記と同様の対応といたします。	No.15と同様の意見であるため、上記と同様の対応といたします。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 「教育課程の編成・実施方針に基づき、次に掲げる事項を踏まえ、<u>歯科医師として求められる基本的資質・能力を醸成するための教育課程を体系的に編成し実施していること。</u>」 この項目の評価のポイントの内容からみても下線部分を加えるべきと思います。		
17	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－3（2） <意見> 「(2) 歯学モデル・コア・カリキュラムの内容を包含し、<u>かつ、医科との共有教育を含むこと。</u>」 上記のように修正することを提案いたします。 超高齢社会においては、全身合併症を有した患者に対処できる能力を備え、全身を考慮した歯科医療を行える歯科医師を育成することは最重要課題であると認識します。歯学部と医学部の双方が隔絶された教育を行っている弊害を減らし、医師・歯科医師ともに協力し合って医療の質向上に邁進できることを祈ります。新人歯科医師は、全身合併症を理解できず、不安のまま全身を無視して盲目的に口の中だけを見てしまうこともあり、歯学部教育の変容が必要と感じます。	修正なし。	いただいたご意見の「超高齢社会においては、全身合併症を有した患者に対処できる能力を備え、全身を考慮した歯科医療を行える歯科医師を育成することは最重要課題である」という点は、歯学教育モデル・コア・カリキュラムにおいても全身を考慮した医科に関する教育内容が少なからず求められています。こうした教育をどのように実施していくのかは各大学の事情や考え方が異なるため、盛り込まないことといたします。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
18	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－3（2） <意見> No.6に関連して（2）歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容～」を「<u>基本的な医学的知識の習得と歯学部教育モデル・コア～</u>」と修正し、下線部を追加することを希望します。	修正なし。	No.6と同様。
19	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－3 <意見> 評価の視点： （1）学士課程教育として、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目を適切に配置していること。 （2）歯学教育モデル・コア・カリキュラムの内容を包含していること。 の後に、 <u>（3）超高齢社会に対応した内容（診療参加型臨床実習</u>	修正なし。	ご指摘の点は、歯学教育モデル・コア・カリキュラムにおいて高齢者の歯科治療が含まれており、評価の視点2－3（2）に包含されるため、別途評価の視点を加えることはいたしません。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<u>を含む</u>)を取り入れていること の項目を追加することを提案します。 前述のとおり、まず、2 教育の内容・方法・成果（4 頁）で、「社会の変化に対応できる資質と能力を育成し、」と追加し、具体的にそれを実施するために、教育課程の編成・実施で、「超高齢社会に対応した内容（診療参加型臨床実習を含む）を取り入れていること」を追加することによって、国民が求める歯学教育に対応することができると考えます。また、この項目については、すでに各大学で取り入れられていますので、評価基準として受け入れられやすいと考えます。		
20 ＊	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価のポイント 2－2 <意見> 「広く社会一般に公表していること」について、「周知活動の効果の把握」をすることは困難であり、削除すべきである。	修正なし。	No. 3 と同様。
21 ＊	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価のポイント 2－3	修正なし。	歯科医師の養成という目的は各大学共通ですが、卒業後は臨床への従事、研究、保健所を含む行政、教育といったさまざまな領域

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 歯学部教育の目的から、「学生のキャリアパスに応じた教育課程の編成」は現状において無理であると考えられるため、削除すべきである。		が進路としてあります。従って、歯科医師としての多様なキャリアパスがあることを念頭に置いて教育課程を編成することが望まれるため、現状の表記とさせていただきます。
22	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－4 <意見> 「適切な授業形態や方法」に加えて「適切な環境」も加えてはいかがでしょうか。	修正なし。	ご指摘の内容については、評価の視点2－6「歯学教育の実施に必要な教育施設・設備、支援体制が適切に整備されていること。」に含まれるため、現状の表記とさせていただきます。
23	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－5 <意見> 「到達目標が明示されたシラバスを作成し」とあるが、「授業の目的と到達目標が明示されたシラバスを作成し」ではいかがでしょうか？	2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－5 「<u>授業の目的及び</u>到達目標が明示されたシラバスを作成し」	いただいたご意見を踏まえ、左記の通り修正いたします。
24	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－6 <意見>	修正なし。	ご指摘の点については、貴大学の歯学教育（学士課程）の目的を達成するための教育を行ううえで、どのような施設・設備、支援体制が必要であるか、現状を踏まえて点検・評価していただき、もし適切に整備されていない場合はこれを補完するためにどのような

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	「適切に整備されていること。」とあるが、各大学の事情で、十分な整備が不可能な場合、すなわち限界があると考ええる。その場合、おかれた環境の中での工夫などについての評価が必要になるのではないか。この点について、「評価のポイント」には何も記載がない。よって、この内容を「評価のポイント」に追記をした方が良いと考える。		工夫がされているかということもあわせて点検・評価することが求められます。したがって、「適切な整備」には「置かれた環境の中での工夫」も包含されていると考えております。
25	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－6 <意見> 「歯学教育の実施に必要な教育施設・設備、支援体制が適切に整備されていること」とありますが、学生支援、特に修学支援も含めた体制のことを指しているのか、単に施設設備を中心にした支援体制のことを指しているのかが不明です。後者であれば「学生（修学）支援」に関する評価の視点はどの項目にあるのでしょうか。	<評価のポイント追加> 評価の視点2－6に関する評価のポイント 「<u>・履修指導、予習・復習等の相談・支援</u>」 「<u>・歯学教育（学士課程）が行う経済的支援制度</u>」 「<u>・歯学教育（学士課程）が行う進路選択・キャリア形成に関する相談・支援</u>」 ※上記3点の評価のポイントを追加し、計5点の評価のポイントとする。	いただいたご意見に沿って左記の通り修正いたします。
26 ＊	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価のポイント2－7 <意見> 臨床実習の<u>管理</u>運営体制（下線部の追加）	<評価のポイント修正> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－7に係る評価のポイント 「臨床実習の<u>管理</u>運営体制」	いただいたご意見に沿って左記の通り修正いたします。
27	<基準（大項目）>	修正なし。	ご指摘の「十分な教員数」については「余

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	2 教育の内容・方法・成果 評価の視点 2－8 <意見> 「十分な教員数」という表現が「余裕を持った教員数」のように読み取られ、適合する施設が少ないように考えます。「必要な教員数」に変更してはいかがでしょうか。		裕を持った教員数」という意味ではなく、当該課程がどの程度の人数を必要と考えるかという目標値に対して十分であるかという観点から評価することを意図しています。したがって、現状の表記とさせていただきます。
28	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点 2－8 <意見> 「指導歯科医」は歯科医師臨床研修に対応するものであり、また臨床実習のための「十分な教員数」は、基準がなく評価は厳しいと考えられることから、項目を見直すべきである。	修正なし。	評価の視点 2－8 で言及している「指導歯科医」はあくまでも診療参加型臨床実習に関するものです。 また、「十分な教員数」の表現については、No.27 と同様です。評価のポイントにも「必要な指導歯科医数、臨床教授数」とあるように、当該課程としてどの程度の人数を必要と考えているのかという観点で点検・評価することが望まれるため、現状の表記とさせていただきます。
29 ＊	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価のポイント 2－8 <意見> 「評価の視点 2－8」における指摘に準じて、評価のポイントを見直すべきである。特に「指導歯科医師数と指導歯科医師の資質要件」は臨床研修歯科医師に対するものであ	<評価のポイント修正> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点 2－8 に係る評価のポイント 「・<u>診療参加型臨床実習を行うために</u> 必要な指導歯科医数、臨床教授数の設定 ・<u>診療参加型臨床実習の</u>指導歯科医の資質や要件(例えば、臨床経験年、	いただいたご意見を踏まえ、「指導歯科医」が診療参加型臨床実習に係るものであることが明確になるよう表記を修正いたしました。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	り、臨床実習に対しては対応できないので、根本的に見直すべきである。	専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会）の明確化」	
30 ＊	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価のポイント2－8 <意見> 下線部を追加し、「FDの受講歴」については数え方の具体例を追加する。 指導歯科医の資質や要件（例えば、臨床経験年数、専門学会の専門医、認定医の資格、指導歯科医講習会受講の有無、共用試験の評価者資格、FDの受講歴など）の明確化	<評価のポイント修正> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－8に係る評価のポイント2点目 「・（前略）（例えば、臨床経験年数、<u>専門学会の専門医</u>、認定医の資格、指導歯科医講習会<u>受講の有無</u>、<u>共用試験の評価者資格</u>、<u>FDの受講歴</u>など）の明確化」	いただいたご意見に沿って左記の通り修正いたします。 なお、「FDの受講歴」については、さまざまな解釈が生じるため、例示からは削除いたします。
31	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－10 <意見> 評価の視点2－10に下線部を追加し、「臨床実習に必要な施設・設備（<u>専用の歯科用チェアユニットなど</u>）を整備していること。」 とすることを提案いたします。 診療参加型臨床実習をするには、学生教育専用の歯科用チェアユニットが必須であり、これは診療参加型臨床実習の象徴的な設備になりますので、あえて具体的に例示する	修正なし。	ご指摘の点について、評価の視点2－10に係る評価のポイントには「臨床実習用歯科ユニット」を明記しております。歯科用チェアユニットなどは上記に包含されるため、評価の視点及び評価のポイントいずれにも盛り込まないことといたします。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	ことが望ましいと考えます。		
32	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－14 <意見> 「卒業時の臨床能力が明示され、」とあるが、これはディプロマ・ポリシーへの記載で良いのか。「評価のポイント」には、この点に係る具体的なポイントの記載がない。追加すべきである。	<評価のポイント修正> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－1に係る評価のポイント 「・学位授与方針における修得すべき知識・技能・態度など（<u>臨床能力を含む</u>）期待する学習成果の明示」	いただいたご意見を踏まえ、卒業時の臨床能力を学位授与方針に明示するよう評価の視点2－1に係る評価のポイントに加筆いたしました。
33	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－14 <意見> “卒業時“とありますが、”臨床実習終了時“とする方が適切であると考えます。	修正なし。	ご指摘の箇所については、卒業時に求められる臨床能力を身につけるための一環として診療参加型臨床実習を行うという文脈で記述しているため、現状の表記とさせていただきます。
34	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－14 <意見> 「卒業時の」は「臨床実習終了時の」と修正すべきである。	No.33 と同様の意見であるため、上記と同様の対応といたします。	No.33 と同様の意見であるため、上記と同様の対応といたします。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
35	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2-14 <意見> 「臨床能力を担保していること」は今の臨床実習の実態では困難ではないかと思えます。そのための卒後臨床研修医制度かと思えます。	修正なし。	本評価の対象は歯学教育（学士課程）であることから、該当部分については正課における臨床実習を意味しています。 現状の臨床実習の実態では臨床能力の担保は困難であるとの意見かと存じますが、そのために診療参加型臨床実習が実施されており、その質を評価できるようこの度の歯学教育に関する基準でも臨床実習の項目を設け評価することとしております。
36 *	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価のポイント2-15 <意見> 評価のポイントとして「ヒヤリハット報告書の作成」の追加を要望する。	修正なし。	評価のポイント2-15では、医療安全教育に係る講義・セミナーの実施やマニュアルの整備について言及しており、「ヒヤリハット報告書の作成」はこれらに含まれると考えられることから、同報告書を作成するか否かは各歯科大学・歯学部判断に委ねるものとし、反映しないことといたします。
37 *	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価のポイント2-17 <意見> 「個人情報に配慮した」について、個人情報の保護は、成績管理に限らず法的義務として運営全般にかかる当然のことであることから、削除すべきである。	<評価のポイント修正> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2-17に係る評価のポイント 「個人情報に配慮した成績の告知方法」	いただいたご意見に沿って、該当箇所を削除いたしました。
38	<基準（大項目）>	修正なし。	評価の視点2-19は、成績評価の公正性・

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	2 教育の内容・方法・成果 評価の視点 2－19 <意見> 今のご時世、学生に対してだけではなく、高額な授業料を納入したりしている保護者に対してもかなり神経を使わなければいけないし、実際そうされているであろうことなので明記し、体制を構築することが必要ではないでしょうか。		厳格性を担保するための仕組みとして、成績評価に関する問合せ・申立制度を整備・運用することに焦点を当てています。したがって、授業料を納入する保護者への配慮を評価の観点として含めると本来の趣旨が明確ではなくなるため、現状の表記とさせていただきます。
39 ＊	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価のポイント 2－19 <意見> 評価基準に基づき、「申立制度の整備、周知、運用」を評価のポイントとすればよいと考えられる。	<評価のポイント修正> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点 2－19 に係る評価のポイント <u>「・学生からの成績評価に対する申立制度の整備、周知、運用」</u> ※評価のポイント 2 点目と 3 点目を統合。	いただいたご意見を踏まえ、左記の通り修正いたしました。
40	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点 2－20 <意見> この項目のみ「公平かつ厳格」とありますが、本文や他の項目と同様に「公正かつ厳格」に修正のうえ、統一すべきであると考えます。	No.11 と同様の対応といたします。	No.11 と同様の対応といたします。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
41 ＊	<基準（大項目）> 2 教育の内容・方法・成果 評価のポイント2－21 <意見> 卒業生の進路及び活動状況（ ）内へ「大学院進学の状態」を追加することを要望する。	<評価のポイント修正> 2 教育の内容・方法・成果 評価の視点2－21に係る評価のポイント 「卒業生の進路及び活動状況（<u>例えば、国家試験合格状況及び臨床研修マッチング状況、アンマッチ率、<u>大学院進学の状態など</u></u>）の把握・分析」	いただいたご意見に沿って、左記の通り修正いたしました。
42	<基準（大項目）> 3 学生の受け入れ 評価の視点3－2 <意見> 学生の受け入れ方針に基づく選抜方法・手続等の設定については、単科大学と総合大学における一学部では対応が大きく異なると考えられます。	修正なし。	評価の視点3－2は、各歯科大学・歯学部に対して一律の選抜方法・手続を設定することを求めているのではなく、学生の受け入れ方針に沿った学生を受け入れるためにどのような選抜方法・手続が適切と考えているかを評価します。従って、各歯科大学・歯学部がそれぞれの状況を踏まえて、歯学教育（学士課程）が実施する入学者選抜の方法・手続の適切性を評価します。
43	<基準（大項目）> 3 学生の受け入れ 評価の視点3－3 <意見> 学生の受け入れ方針や選抜方法・手続等を「あらかじめ公表する」だけにとどまっていますが、「定期的に見直しを行う」ことも必要ではないでしょうか。	修正なし。	No.2と同様の対応といたします。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
44	<基準（大項目）> 3 学生の受け入れ 評価の視点3－4 <意見> 歯科医師需給予測を鑑みた、入学定員の設定を望みます。現在のような国家試験で調整する施策は胸が痛みます。	修正なし。	評価の視点3－4は、入学者選抜に係る実施体制とそのもとで適切かつ公正な選抜を行うことを定めています。 従って、入学定員の設定は評価の視点3－5に該当し、適切な入学定員の設定を前提とした定員管理を評価する視点となっています。
45	<基準（大項目）> 3 学生の受け入れ 評価の視点3－5 <意見> 適切な学習環境を実現する観点からだけでなく、日本の社会的ニーズにも合っているかは検討されるべきかと思えます。	修正なし。	志願者数や入学者数の動向からわが国における社会的ニーズに込えているかを見ることは可能かもしれませんが、「歯学教育（学士課程）として定員を管理する」ということを本基準では求めておりますので、適切な学習環境を担保するために定員を管理することとしています。
46	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 全体 <意見> 教員・教員組織についてもやはり、教員への心のケアについて体制が整っているかや教員との契約を解除する際の再就職や所得の保障の制度がしっかりされていること	修正なし。	教員については、学生支援のような支援ではなく、教員が教育研究活動を行うための支援体制を設けるべきと考えています。従って、評価の視点4－7～4－9の「教員の資質向上等」において、教育研究活動の支援を評価することとしています。また、教員採用については重要な評価事項と考えていますが、契約解除後の保障は当該大学・学部に在籍しなくなった後のことであるため、本評価

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	も大切かと思えます。		の対象ではないと考えます。
47	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 評価の視点4－1～4－6 <意見> 「2 教育の内容・方法・成果／臨床実習体制／評価の視点2－8」に「診療参加型臨床実習の条件が明示され、十分な教員数が配置されていること」とあるが、「教員組織の編制」の評価の視点には、「臨床実習の教育に必須と思われる臨床能力」についての記載が一切ないのはいかがなものか。	<評価のポイント追加> 4 教員・教員組織 評価の視点4－2に係る評価のポイント 「<u>・診療参加型臨床実習に必要な資質・要件を持つ教員の配置</u>」 ※上記を3点目として追加。	いただいたご意見に沿って左記の通り修正いたします。
48	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 評価の視点4－1 <意見> 「教員組織の編制方針を策定していること。」とあるが、単科大学とは異なり、歯学部独自ではなく、総合大学としての編成方針に従っているため、必ずしも適合しない可能性があるのではないのでしょうか。	修正なし。	該当部分で求めているのは歯学教育にふさわしい教員組織を編制するための考え（方針）であり、同方針を歯学部で定めるか、全学的な方針のもとで歯学教育にふさわしい教員組織を編制するための方針を定めるかは限定していません。いずれにしても、歯学教育（学士課程）に対応した適切な教員組織を編制するための方針は必要であると考え、当該評価の視点を設定しています。
49 ＊	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 評価のポイント4－1	<評価のポイント修正> 4 教員・教員組織 評価の視点4－1に係る評価のポ	1点目のご意見については、大学設置基準の要件に限定するものではなく、こうした要件を踏まえて歯学教育（学士課程）として教

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> ・「教員に求める能力・資質の設定」は大学設置基準において専任教員の資格が規定されているものであり、見直すべきである。 ・「全体的なデザイン」とはどういった内容を想定されているのか、具体を示していただきたい。	イント 「・教育研究活動を推進するうえで必要となる教員組織の全体的な<u>設計</u>（<u>デザイン</u>）」	員にどのような能力・資質を求めるのかを各歯科大学・歯学部は設定すべきであると考えています。 2点目のご意見については、大学自身が教育等の質を担保する際には、目的を達成するための教育、教育を支えるための教員組織、教育を行う上で適した学生の受け入れ、受け入れた学生の学習を円滑に進めるための支援、というように教育を中心として全体を設計（デザイン）することが重要だと考えています。すなわち、教員組織においても、単に教員数や求める能力・資質等を明らかにするだけではなく、教育課程と連動して教員組織をどのように設計（デザイン）するか考えることを求めています。なお、上記の意図がより伝わるよう左記の通り修正いたします。
50	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 評価の視点4－3 <意見> 「専任教員」の定義を明確にする必要があります。	修正なし。	ご指摘の点については、大学設置基準第12条に規定する以上の内容を本協会として定義づけすることはいたしません。
51	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 評価の視点4－3	修正なし。	本協会の歯学教育評価は、分野別の評価であるため、法令事項以外の観点からも評価する必要があります。各歯科大学・歯学部の教育方針に照らして教員組織を編制する際に

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 教員数については、大学設置基準の要件を満たしていれば問題は無く、また「適切な比率」の基準が無く統一的な評価は厳しいと考えられることから、項目を見直すべきである。		は、学生数に対する専任教員の比率も踏まえて適切性を自己点検・評価するとともに、評価する必要があります。例えば、少人数制教育を謳う場合には、同比率は低い方が望ましいとなるように、各歯科大学・歯学部が教育に適した教員数をどのように考えているかについて、同比率を示しつつ説明することを求めています。
52	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 評価の視点4－4 <意見> 学部学生の男女比、留学生受入れ率がそれぞれであるように、教員組織としての男女比や外国人教員の比率もまたそれぞれである。その比率を評価の基準とすることは、各大学独自の文化への介入にも繋がる可能性があり、そもそも歯学教育に関する評価とは異質の内容を評価対象としているものであることから削除すべきである。機関別認証評価にも同様な内容が含まれておりますので、そちらの方が適切であるものと思慮いたします。	修正なし。	昨今の社会の動向等に鑑みて、歯学教育に係る教員組織においても男女比や外国人教員の比率にも配慮する必要があると考え、評価の視点に設定しました。多様な教員による教育によって、歯学教育に課せられた基本的な使命が果たせると考えています。
53	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 評価の視点4－4	修正なし。	歯学教育において、多様性と国際化を意識することは重要であり、そのためには教員組織における男女比、国籍のバランスへの配慮は必要だと考えます。従って、多様な教員組

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 歯学教育において「国籍」に配慮する必要性はないと考えるため、削除すべきである。		組織を編制するために、男女比、国籍のバランスをとりあげています。
54 ＊	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 評価のポイント4－4 <意見> 「評価の視点4－4」における指摘に準じて、評価のポイントを見直すべきである。	修正なし。	No.53 と同様です。
55	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 評価の視点4－5 <意見> これは研究者個人の力量に左右される、また、研究内容の機密性に係わるところで、歯学生教育のどこに係わるのか全く理解できません。無理やり大学自体の力を査定しているようになりません。地方大学や私立大学は不利にならざるをえないポイントです。	修正なし。	本協会では、教育活動を遂行するうえで研究活動はなくてはならないものと考えています。従って、歯学教育においても同様に教員の研究活動は重要なものであると位置づけています。評価のポイントの1点目に「研究に対する歯科大学・歯学部の方針」とあるように、各大学・学部は自身の現状も踏まえて研究に対する考え方を表明し、それに応じて評価するため、競争的資金の獲得額等のみで評価するものではありません。
56 ＊	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 評価のポイント4－5	修正なし。	No.56 の理由に示したように、教育活動を遂行するうえで研究活動はなくてはならないものと考えており、まずは歯学教育（学士課

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	<意見> 「研究に対する歯科大学・歯学部<u>の考え方（方針）</u>」を評価することは難しいと考えられるため、削除すべきである。		程）において研究をどのように位置づけているのか、考えを表明することが重要だと考えています。従って、自己点検・評価する際には、まず研究に対する考えを明らかにし、それを受けて評価するため、評価のポイントに設定しています。
57	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 項目「教員の資質向上等」 <意見> 法改正・施行もありましたので、項目として4－7と4－8とは異なる形で(様々なハラスメントが存在し、体制整備や資質向上とは意味合いが違うと思いますので)、「教員のハラスメント防止を図る環境を整備していること。」などの視点を追加してはいかがでしょうか？	修正なし。	本協会の歯学教育評価は、分野別の観点から行う評価であり、法令遵守事項の確認を行う評価ではありません。 さまざまなハラスメント防止に関する知識等の修得は、法改正・施行を受けて自ずとFD・SDに含まれると考えられるため、関連する評価のポイント4－8ではその実施内容までは限定しないように記載しています。また、ハラスメント防止については機関別認証評価で主に扱う事項ですので、現状の表記とさせていただきます。
58	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 評価の視点4－8 <意見> 「研究」とはどういった例を想定されているのでしょうか。資質向上に対しては、「研修」を行っていることが妥当と思われるので、「研究」を削除するか、「及び」を「また	4 教員・教員組織 評価の視点4－8 「教員の資質向上を図るために、組織的な<u>研修</u>及び<u>研究</u>を定期的実施していること。」	「研究」という表現は、大学設置基準第25条の3「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」に沿っています。 単に「研修」を受けるだけでなく、例えば現状の課題を踏まえて教員間で授業方法等を検討するといった場合には「研究」という表現が適当です。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	は」に修正してはいかがでしょうか。		ただし、上記法令及び評価のポイント４－７の表記に沿って、評価の視点４－８については「研究」と「研修」を入れ替えるよう修正いたします。
59 ＊	<基準（大項目）> 4 教員・教員組織 評価のポイント４－９ <意見> 評価のポイントとして「授業評価」の追加を要望する。	修正なし。	評価のポイント４－９に関連付けられる評価の視点は、教員の教育研究活動の評価に焦点を当てています。 授業評価は、授業改善のみを目的として実施している大学もあり、これを教員の評価に活用するのかは各大学の判断によります。したがって、該当の評価のポイントは、現状の記載とさせていただきます。
60	<基準（大項目）> 5 教員・教員組織 評価の視点５－３ <意見> 「第三者評価」は、この分野別評価を含めて考えてよいでしょうか。	修正なし。	当該歯学教育評価も該当いたします。
61	<基準（大項目）> 5 自己点検・評価 評価の視点５－３ <意見> 学校教育法により、文部科学大臣の認証を受けた者によ	修正なし。	当該視点については、法令で定められた認証評価及び法人評価に加え、この度本協会が実施するような分野別評価も視野に入れているため、現状の記載とさせていただきます。

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	る評価を受けることが法的義務であるため、項目を見直すべきである。		
62 ＊	<基準（大項目）> 5 自己点検・評価 評価のポイント 5－3 <意見> 「評価の視点 5－3」における指摘に準じて、評価のポイントを見直すべきである。	修正なし。	No.61 と同様。
63	<基準（大項目）> （基礎データ等の様式に関する意見） <意見> 今回の基準案に基づき、今後各大学に求められる基礎データの様式を作成されることと推察いたしますが、作成にあたっては、各大学が受審している機関別認証評価において求められる基礎データをご参照の上、可能な限り機関別認証評価における基礎データと共通の項目等により様式を作成願います。	いただいたご意見は、基準案に対するものではなく、評価方法（評価に必要な資料の様式）に係ることであるため、今後、ご意見を踏まえて様式の検討を行ってまいります。	—
64	<基準（大項目）> 全体 <意見> 文科省、機関別など、他の認証評価でも膨大な資料作成	No.63 と同様に、評価方法（評価に必要な資料の様式）に係ることであるため、今後、ご意見を踏まえて様式の検討を行ってまいります。	—

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
	が求められます。評価の内容または準備資料に互換性があれば、受審側の負担が減らせると思います。		
65	<基準（大項目）> （評価員チーム編成にあたっての意見） <意見> 今後、評価委員会を立ち上げ、評価員の養成、また団長セミナー等を実施されるものと拝察します。各大学における機関別認証評価は第三クールに入り、既に多くの先生方が評価員として参画されていますが、歯学分野に限って言えば、評価員経験者はそう多くありません。評価員チームを編成される際、大学基準協会あるいは日本高等教育評価機構を問わず、機関別認証評価の評価員（出来れば団長職）を過去に経験され、ピア・レビューの精神をご理解されている先生を各評価チームに少なくとも1名は加えて頂くべきであると考えます。	いただいたご意見は、基準案に対するものではなく、評価体制に係ることであるため、今後、ご意見を踏まえて様式の検討を行ってまいります。なお、本評価は歯学教育（学士課程）に対する分野別評価となりますので、評価者は原則として歯学分野に携わる者になります。そのなかで、いただいたご意見を勘案できるか検討させていただきます。	—
66	<基準（大項目）> 全体 <意見> 大学設置基準上、大学での学びは「学修」としていることから、「学習」は「学修」に改めるべきである。	修正なし。	本協会では、「学修」と「学習」を以下のよう使い分けておりますので、これに沿って現状の記載とさせていただきたいと存じます。 ・学修：教育課程の履修に関わるもの。 ・学習：学生が独自に進める学びなど「学修」にあたらな活動を含む広義の言葉

歯学教育に関する基準（案）に対する意見募集の結果について

No.	意見	意見を踏まえた修正	理由
			（自習、資格取得に関わる勉強など）。

以 上